

会議結果報告書
(会議内容全文)

会議の名称	令和2年度第4回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	令和3年3月9日(火) 13:30~15:00 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 6名/7名中	藤原里佐、菊地秀一、齋藤優希、白取信子、豊田直美、横山尚幸(敬称略)
傍聴者数	3名

議事	概要
1. 利用定員の設定について	<p>【部会長 会議開催～会議の一部非公開の決定】</p> <p>本日の会議では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「利用定員の設定」 ・「認定こども園の整備計画及び認可」 ・「保育所の整備計画及び認可」 ・「地域型保育事業者の変更に伴う認可」 <p>に関する内容となっている。これらの議題について意見を述べることは、認可・確認部会の役割となっていることから審議するものである。</p> <p>なお、整備計画の承認と認可等については、事業者の資産状況等が含まれること等から非公開で審議することとし、該当する配付資料・会議結果報告書は非公開とする。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○資料1-1「利用定員の設定について」を用いて説明</p> <p>資料1-1が施設の利用定員の案で、幼保連携型認定こども園6件、保育所9件、家庭的保育事業1件となっている。</p> <p>まず、幼保連携型認定こども園だが、中段にある「聖ミカエル幼稚園」のみ、幼稚園型認定こども園からの移行となっており、それ以外は幼稚園からの移行である。今回設定する2・3号の利用定員を353人と記載しているが、聖ミカエル幼稚園は既に2号定員が15人の認定こども園として運営されていることから、純増分としてはこの15人を差し引いた338人となる。また、1号定員についても、今回認定こども園として設定する利用定員は372人だが、現在幼稚園等として565人の定員が設定されていることから、差し引き193人の減となる。</p> <p>次に保育所だが、すべて新設となり、資料に記載の2・3号定員560人が純増分となる。</p> <p>そして最後の家庭的保育事業だが、現在、個人が代表となって運営しているが、今回、安定した事業を目指すために設置者を法人に切り替えるというもので、定員設定を含め、運営体制に変更点は無い。</p> <p>これらの合計として、資料下段「利用定員 設定数 合計」に記載のとおり、2・3</p>

号で合計 918 人分、1 号で 372 人分、合計で 1,290 人分の利用定員を設定する案となっている。また増減としては、その下に記載のとおり、2・3号でプラス 898 人、1号ではマイナス 193 人となる。

○資料 1－2「需給計画の進捗状況について」を用いて説明

資料 1－2 の需給計画の進捗状況を説明する。これは本日ご審議いただく案件について、原案のとおり利用定員を設定した場合、本市の教育・保育の需給状況がどのようなになるのかを示しているもの。

まず、左から 3 列目の「R3.4 供給量(A)」だが、令和 3 年 4 月時点での教育・保育の供給量の見込み数となる。これは、昨年 10 月の第 2 回認可・確認部会でお示しした供給量に、その後、定員変更等があった施設を反映している数字となっている。

これに対して、表の真ん中、「令和 3 年度中に決定する供給量の確保方策・量」という欄において、今回ご審議いただく整備案件で確保する供給量を加えている。なお、この欄には、昨年 11 月の第 3 回認可・確認部会でご審議いただいた 2 か年事業の供給量についても反映しており、それら、①から⑦の整備手法ごとの、令和 3 年度中に確保する見込みが立っている供給量の合計を「①～⑦合計(B)」として示している。

今回の整備計画についてご承認いただける場合、3号0歳から2号教育までの保育の受け皿として、既にご承認いただいている分も含め、保育の受け皿としては 1,189 人分の供給量を確保できる見込みとなっている。また、幼稚園の認定こども園への移行に伴い、1号定員は 239 人減少することになる。

それらの増減を反映した「R4.4 供給量(C)」とニーズ調査等を基にした「R4.4 ニーズ量(D)」との差が、一番右側の「需給状況」となる。全市の需給状況を見ると 2号保育が 758 人分のマイナスとなっているが、保育の受皿にもなる 2号教育でプラス 1,104 人となっており、2号全体で全市では充足する形となる。ただし、区単位で見ると、中央区、清田区、西区及び手稲区で 2号保育と 2号教育を合算してもなお不足が生じており、今後の就学前児童数の増減や、入所申込数の状況等を注視しながら、不足している区への供給量の確保方策を検討したい。

【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○資料 1－2 の「⑦その他」にはどのようなものが含まれているのか。

→主に既存施設が定員の変更をしたもの。

○区ごとの需給状況をみると、手稲区で大幅に 2号の不足が生じているようだが、これはどういった理由によるものか。

→整備事業者の募集を行っているが、事業者の応募が少ないことが最大の原因となる。

<p>2. 認定こども園（創設等）の整備計画及び認可について</p>	<p>○1号定員はずっと減ってきているようだが、実際に1号で定員割れしている施設が多いのか。</p> <p>→全市的に供給量がニーズ量を上回り、幼稚園ニーズの受皿は充足している状態で、定員割れも発生している。</p> <p>上記の質疑の後、提示した保育所等の利用定員の設定は、認可の承認を前提として承認された。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○資料2「認定こども園（創設）の整備計画及び認可」を用いて説明</p> <p>今回審議いただく案件は、幼稚園などから幼保連携型認定こども園への整備による移行と、幼保連携型認定こども園の分園新築の2種類。</p> <p>認定こども園への移行については、現園舎を解体し新園舎を整備して、幼保連携型認定こども園に移行するもの。募集については、供給量の確保の方策として既存施設・事業者の活用を優先としていることから、従前と同様に整備する区の制限は設けずに全区を対象とした。</p> <p>次に「認定こども園の新設」について、保育定員の拡大が必要な中央区、北区、清田区、西区、手稲区の5区を対象として募集したところ、認定こども園の「新設」には応募がなかったが、「分園整備」で1件の応募があった。</p> <p>分園とは現在運営している施設の、お店で言えば支店を設けるようなもので、本体施設で既に認可や定員の確認を受けているため、先ほどの「資料1」の一覧には記載していなかったもの。</p> <p>審査案件一覧について説明する。今回の7件はすべて令和4年4月1日開園の予定。No.1から6は認定こども園への移行であり、そのうちNo.3は幼稚園型認定こども園から、それ以外の5件は幼稚園からの移行となっている。No.7は現行の幼保連携型認定こども園の分園を設置するもの。</p> <p>表の左から4番目に「小学校区」の記載があるが、必要度がハイフンとなっている東区と南区は、既に供給量が満たされていることから、このような表記となっている。その他は必要度が高い順にA、B、Cと区分している。</p> <p>表の右側の備考欄では、活用する補助制度、建物の構造、現行施設の定員などを記載している。中央に記載の整備後の定員としては、保育に該当する2・3号の合計として382人が確保される予定。</p> <p>次に個別案件の審査結果をご説明する。</p> <p>まず、「事業計画との整合性」では、札幌市で定めた「第4次さっぽろ子ども未来プラン」での保育の需給計画に対して、整備が過剰になっていないこと等を確認している。</p> <p>次の「設備」では必要な部屋について確保した面積、それに続けて必要な面積を記載している。防災対策の確認では、保育室等を2階にも設置する場合には、通常の屋</p>
------------------------------------	---

内階段に加えて、避難経路として屋外階段などを設置する必要があるため、該当する施設では設置予定であることを確認している。

「運営」の「学級編制」では、満3歳以上の園児については学級編制が必要なので学級ごとの人数や、保育室を学級数設置することなどを確認している。

「資金計画」では本事業に必要な資金の準備状況を確認している。いずれも自己資金、補助金、借入金などにより確保されていることを確認している。

「設置主体の事業実績」では、当該事業者が行政から重大な指導を受けているかどうかについて確認している。いずれの事業者も特段の指導等は受けていない。

「準備状況」では、法人として正式な手続きを経て整備計画を提出しているかを確認している。いずれも役員会、理事会等で意思決定が行われている。

続けて各整備の特徴的な内容についてご説明する。

1番の「幼保連携型認定こども園札幌ルーテル幼稚園」は「学校法人北海道ルーテル学園」による整備で、現行の幼稚園敷地内に2階建ての園舎を新築する計画。

定員については、現行の幼稚園で1号100人のところ、1号73人、2・3号52人で合計125人となる。また、園庭の一部は屋上に設置する予定。

当該整備については、現行園舎の煙突部及び外壁下地材にアスベストが含まれていることが判明し、その除去に期間を要するため、工事期間は令和4年8月までとなる。ただし、令和4年4月時点で新園舎が完成予定であることから、令和4年4月の開園するを見込んでいる。令和4年度中には現行園舎の解体を行いながら、施設の運営を行うこととなる。

なお、当法人は、他に幼稚園2園、認定こども園1園を運営している。

2番目の「認定こども園麻生明星幼稚園」は「学校法人北海道キリスト教学園」による整備で、現行の幼稚園敷地内に2階建ての園舎を新築する計画。定員は、現行の幼稚園で1号75人であるところ、1号60人、2・3号55人で合計115人を予定。

こちらも園庭の一部は屋上に設置する計画で、園舎は、地下鉄麻生駅から80m先の好立地となる。また、食事の提供に関して、自園調理の予定で、調理は外部委託を予定している。当法人は、他に幼稚園5園、認定こども園9園を運営している。

3番目の「認定こども園聖ミカエル幼稚園」は「学校法人聖公会北海道学園」による整備で、幼稚園型認定こども園からの移行。定員については、現行1号75人、2号15人の合計90人であるところ、1号60人、2・3号45人で合計105人となる。

現在の園舎は隣接する「札幌聖ミカエル教会」と接続する施設となっているが、そのうち園舎部分を建て替えて2階建ての園舎を新築する。ただし、既存園舎の一部400㎡ほどは、解体せずに、教会と連携した災害時における避難施設兼地域コミュニティ施設として活用する計画。

こちらも、既存園舎の遊戯室内部の天井等にアスベストが含まれていることが判明し、その除去に期間を要するため、工事期間は令和4年6月までの予定。ただし、令和4年4月時点で新園舎が完成予定であることから、令和4年4月の開園を見込んでいる。

食事の提供に関しては、自園調理の予定で、調理は外部委託を予定している。ま

た、当法人は、他に幼稚園2園、認定こども園2園を運営している。

4番目の「認定こども園ひかり」は「学校法人理想学園」による整備で、現行の幼稚園敷地内に2階建ての園舎を新築する計画。定員は、現行の幼稚園で1号115人であるところ、1号105人、2・3号80人で合計185人となる。

傾斜地を生かした園舎となっており、火災などの災害時は2階バルコニーや保育室から直接地上へ避難できる。当法人は、市内で幼稚園を1園運営しており、この幼稚園は今年4月から幼保連携型認定こども園となる予定。

5番目の「認定こども園まこまない明星幼稚園」は「学校法人真駒内キリスト教学園」による整備で、現行の幼稚園敷地内に2階建ての園舎を新築する計画。

新園舎の1階部分には、2階までの吹き抜けを設けており、開放感のある園舎設計としている。定員については、現行の幼稚園で1号100人であるところ、1号30人、2・3号45人で合計75人となる。

6番目の「琴似教会幼稚園」は「学校法人琴似キリスト教学園」による整備で、現行の幼稚園敷地内に3階建ての園舎を新築する計画となっている。園庭は地上と屋上に設ける予定。

今回の案件では、唯一の地上3階建て園舎となるが、教室は1～2階の低層階に配置する設計としている。定員については、現行の幼稚園で1号100人であるところ、1号44人、2・3号76人で合計120人となる。

7番目の「認定こども園こうほく」は「学校法人幌北学園」による整備で、現行園舎から道路を挟んで向かいの土地に定員29人の分園を新築する計画。

分園は3号29人を受け入れ、この整備に併せて本園の2号定員を30人増員し、合計59人の定員増となる予定。結果、1号240人、2・3号149人で合計389人の施設となる見込み。なお、施設については、本園の増員分も含めて必要な面積が確保されていることを確認している。

当法人は、他に認定こども園を4園、保育所を2園運営している。

以上、札幌市の審査ではすべての項目について「適」と判断をし、総合評価も「適」と判断したところ。

【主な委員意見・質問】

○「自園調理」について、園舎内に給食室があり、調理業務のみを外部委託している場合は該当するのか。

→園内で調理する場合を「自園調理」、園外で調理したものを搬入する場合を「外部搬入」と区別しており、ご質問の場合も「自園調理」となる。

○「認定こども園こうほく」の分園について、道路を挟んで建てる計画だが、児童が道路を横断することは予定しているか。また、こういった場合に、安全上の決まりはあるのか。

→例えば、分園の児童が、本園の園庭で活動する場合など、道路を横断することは考えられる。また、認可に当たっての基準は無いが、運営にあたっては園児の安全

確保の観点から、事業者には十分注意するようにお願いすることとなる。

○整備費に対する補助があるが、補助割合などは細かく決まっているのか

→経費全てが補助対象とはならないため、総事業費の中から、補助対象経費を抜き出し、それに対して一定の補助割合で補助金額を算出している。

○幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行することは、札幌市として推進しているのか。

→推進している。札幌市の計画上、保育の受皿整備の手段として、既存施設の有効活用を最優先に考えているため。

○今回の案件では、幼稚園型認定こども園から移行するケースが1園あるが、こういったケースは珍しいのか。

→今は少ないが、今後は幼稚園から認定こども園へ移行する際にあたり、幼保連携型に移行する前に、ワンクッションを置く事例として増えてくる可能性もある。

○幼稚園型認定こども園と幼保連携型認定こども園では、具体的にどのような違いがあるのか。

→幼稚園型認定こども園は認可上では「幼稚園」であり、幼稚園に保育機能がプラスされたものという位置付け。保育士確保や受入環境の整備の問題もあり、札幌市の幼稚園型認定こども園で0歳～2歳児の受入を行っている園は無く、すべて3歳児以降の受入となっている。

それに対して幼保連携型認定こども園は幼稚園機能と保育園機能の全てを満たした単一の施設として認可を受けており、0歳～2歳児も受け入れできる総合的な施設として運営されている。

○幼稚園が認定こども園になった場合、例えば保育士と幼稚園教諭の違いといった部分など運営面での変化はあるのか。

→最近では保育士と幼稚園教諭の両方の免許を持っている方が多いため、免許の違いで支障がでるケースはほとんど無い。ただし、例えば開園時間が長くなることから、新たにシフト制を導入する等の、運営面での変化はあると聞いている。

上記の質疑の後、設置認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

3. 保育所
(新設)の

【事務局説明】

○資料3「保育所の整備計画及び認可」を用いて説明

<p>整備計画及び認可について</p>	<p>今回の整備区分としては、保育所の建物を新設するものと、既存又は新築の建物を賃借して整備する形式があり、保育定員の拡大が必要な中央区、北区、清田区、西区、手稲区の5区を対象として募集した。</p> <p>今回の審議案件は9件となり、すべて令和4年4月1日の開園を予定している。</p> <p>審査案件一覧について説明する。表の左から4番目「整備区分」は補助金を活用して行う補助事業、自己資金のみで行う自主事業のいずれであるかの区分を示している。5番目のみ自主整備でその他は補助整備となる。自主整備となった理由は、整備対象の建物が自己所有物件であり、それを改修して整備を行うものだが、このような条件に適合する補助メニューがないため。</p> <p>設置者については、2番、6番が社会福祉法人、3番が社会福祉法人の設立準備委員会、5番が学校法人、その他の5件が株式会社または有限会社となっている。</p> <p>すべて認められた場合の定員の拡大量は、表の最下段に記載のとおり合計560人分を確保できる予定となっている。</p> <p>審査結果について、まず、「用地の確保状況」では、保育所を新設にするにあたって、土地を自己所有しているか、又はその準備ができているかを確認している。また、賃貸物件の案件の場合は、建物のオーナーから保育に必要なスペースを借りることができるかどうかを確認している。</p> <p>「施設の基本プラン」では保育に必要な部屋・設備が設置され面積などの基準を満たしていることを確認している。</p> <p>「資金計画」については、整備に必要な資金を確保していることを確認している。さらに、社会福祉法人や学校法人以外の法人では、整備資金に加えて、年間の運営費の1/12、物件を賃貸する場合は年間の賃貸費用に加えて1千万円を普通預金などの形で保有している必要があり、その確認をしている。</p> <p>また、株式会社等では「3期以上連続しての損失計上がないこと」、「債務超過状態でない」ことの確認も行っている。</p> <p>「設置主体の役員構成」では、株式会社等の場合は「運営委員会」を設置することを求めているため、設置の予定があること、さらに委員のメンバーに学識経験者等の保育に知見のある方が入っていることを確認しているところ。</p> <p>続いて各計画について要点をご説明する。</p> <p>1番目の「あい保育園拓北」は「株式会社アイグラン」による整備で、2階建ての園舎を新築する予定。屋外遊技場は敷地内に設け、保育室等は1、2階に設ける計画となっている。当該事業者は、広島市のほか全国で認可保育所79施設など多数の施設を運営しており、市内には保育所1園を今年4月に開園する予定。</p> <p>2番目の「元気っ子保育園・屯田南」は「社会福祉法人光の森学園」による整備で、2階建ての園舎を新築する計画。屋外遊技場は敷地内に設け、保育室等は1、2階に設ける予定。</p> <p>事業者は、市内で知的障がい者支援施設や障がい者サービス事業所を運営している法人で、これらの知見を生かして、「障がい児保育」にも力を入れたいという想いを伺っているところ。</p>
---------------------	--

3番目の「こころ篠路保育園」は「社会福祉法人未来への架け橋設立準備委員会」による整備で、1階建ての園舎を新築するもの。屋外遊技場は敷地内に設け、保育室等は1階に設ける計画となっている。

この事業者は当該整備に当たり社会福祉法人の設立の準備を進めており、開園までには社会福祉法人の認可を受ける予定。なお、当該法人の理事長には学校法人太陽学院の理事長が就任する予定で、この学校法人は、市内で幼保連携型認定こども園を1園、小規模保育事業2園を運営している。

4番目の「ピッコロ子ども倶楽部 福井保育園」は「株式会社プライムツーワン」による整備で、2階建ての園舎を新築する計画。

当該事業者は、市内で保育所3園、小規模保育事業施設を6園運営しているほか、全国で多数の保育施設を運営している。

5番目の「光塩大通保育園」は「学校法人光塩学園」による整備で、自己所有している6階建ての専門学校の校舎の1、2階の部分を内部改修により整備する計画で、補助金を活用しない自主整備となっている。

当該事業者は、市内で幼保連携型認定こども園を1園運営実績がある。

6番目の「屯田南保育園」は「社会福祉法人楽城会」による整備で、新築の2階建て賃貸ビルに整備する計画。事業者は、市内1園を含む2園の保育所を運営しているほか、今年4月から新たに保育所を市内で開園する予定。

7番目の緑ヶ丘保育園は「有限会社ミット」による整備で、新築の1階建ての建物を賃貸して整備する計画。事業者は、市内で小規模保育事業施設を3園運営している。

8番目の「ラブクローバーの保育園札幌西野」は「株式会社TWO CARAT」による整備で、新築の2階建て賃貸ビルに整備する計画。事業者は、市内で保育所を1園運営しているほか市外でも小規模型保育事業所などを運営しており、今年4月には市内で保育所を開園する予定。

9番目の「スター保育園 手稲前田園」は「スターグループ株式会社」による整備で、2階建て賃貸ビルに整備するもの。屋外遊技場は敷地内に設置するほか、一部代替園庭として近隣公園を利用する。事業者は、市内で小規模保育事業施設1園や企業主導型保育事業所を運営しており、さらに今年4月から市内で小規模保育事業施設1園を開園する予定。

以上について、札幌市の審査ではすべての項目について「適」と判断し、総合評価も「適」と判断したもの。

【主な委員意見・質問】

○「光塩大通保育園」は市内中心部に設置しているが、自前で園庭が確保できているのか。

→基準面積に対応した園庭を確保している。

○一度応募した後で辞退した事業者がいたようだが、どのような理由で辞退にな

<p>4. 地域型 保育事業者 の変更に伴 う認可につ いて</p>	<p>ったのか。 →主な辞退理由としては、事業計画の内容が基準に合致していないなどの理由により辞退に至ったもの。</p> <p>○社会福祉法人と株式会社等で、資金要件等に関する審査基準が違うのはなぜか。 →社会福祉法人の場合、法人全体に対して財務状態も含めた監査が別に行われていることから一部の審査項目を省略している。</p> <p>○今回辞退した案件は次回以降に再度応募する可能性はあるのか。 →事業者の意向次第だが、例えば、賃貸物件を次回の公募まで確保しておくことは難しく、適切な物件が見つかるかどうか等による。</p> <p>上記の質疑の後、設置認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。</p> <p>【事務局説明】 ○資料4「地域型保育事業者の変更に伴う認可」を用いて説明 個人で運営している地域型保育事業所について、事業の安定運営のために法人を設立し、法人での運営に切り替えるというものだが、手続き上、一度個人が運営している施設を廃止し、新たに認可を行うため、お諮りする。 新設の場合と同様に、認可の要件を満たしているかどうか、という点についても審査を行った。現行の保育内容が継続され、法人としても適格であると判断している。また、園児についても引き続き入所するものであり、児童処遇についても変更がないことを確認している。</p> <p>【委員意見・質問なし】 上記の説明の後、認可することが適当であると承認された。</p>
--	---